

個人情報保護委員会（第110回）議事概要

- 1 日時：令和元年6月28日（金）14：30～14：45
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：熊澤委員長代理、丹野委員、小川委員、中村委員、加藤委員、
宮井委員、藤原委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、
山崎参事官、三原参事官、松本参事官

4 議事の概要

（1）議題1：東京電子機械工業健康保険組合の全項目評価書について

事務局から「東京電子機械工業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」について、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づく適合性及び妥当性の審査結果について説明を行った。

本評価書は承認され、東京電子機械工業健康保険組合に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等を通知することとなった。

（2）議題2：認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員から「当委員会への権限一元化に伴って、各認定団体が一律の基準によっているかを確認できたのは、非常に重要である。ただ、結果として、半数以上の団体が何らかの不適合を回答していることはとても残念である。当該団体には、不適合の早期是正解消を促していかなければならないが、そういうことも踏まえて今回の報告徴収は、各団体において、当委員会の認定基準を改めて確認することができ、不適合項目の解消是正に取り組むことを促す一定の効果があったものと評価したい」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「事務局のフォローアップによって、改善が図られたのは評価できるが、残りの6団体についても不適合項目が速やかに改善されるよう指導等を行っていくことが必要。特にいまだに回答が得られていない2団体については、再度、報告を求めるとともに、対応状況を厳しく監督し、改善が見込まれない場合には、法第57条に基づく命令も視野に措置を検討すべきと思う。報告徴収の結果、是正が必要な団体が明らかになったため、不適合団体については追加の報告を求めた上で、結果に応じ、今後必要な措置を検討していきたい」旨の発言があった。

資料について、原案のとおり了承され、法第 56 条に基づき、報告徴収を求めることとなった。

(3) 議題 3 : 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員長代理から、「この委員会規則の改正案は、行政機関非識別加工情報等を利用した事業を適正に行うに当たって、提案者の有すべき必要最低限の能力を踏まえたものになっていると思う」旨の発言があった。

規則の改正案について、原案の内容及びパブリックコメントに付すことについて了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上